

聖籠町告示第五十七号

聖籠町特定不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年七月六日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町特定不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成二十四年聖籠町告示第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「外国籍を有する者」には、外国人登録原票記載事項証明書」を「戸籍謄本」に改める。

別記様式第一号中「⑤ 外国人の方は③、④の代わりに外国人登録原票記載事項証明書（県事業の申請をしている場合は、当該申請時に添付したものの写しでも可）」を削り、「⑥」を「⑤」に改める。

附 則

この告示は、平成二十四年七月九日から施行する。